

内覽について

—補任を中心にして—

米田雄介

はじめに

内覽は、藤原時平と菅原道真の両名が寛平九年の宇多天皇の讓位の詔に依つて補任されたのが初例である。爾来、内覽は常設ではないが、慶応三年の王政復古の大号令で摂関制とともに廃止されるまで、ほぼ一千年に及んで存続した制である。その間、内覽の任を命ぜられたものは一〇〇人を越えるが、その内覽について『中右記』に「内覽与閑白万機已同事」（大治四年七月十七日条）とあり、内覽になった藤原頼長が『台記』久安七年正月二十六日条に「僕已為執政之身」と記しているのは、内覽が摂政・閑白に類するものであることを示している。また藤原兼実が『玉葉』に「成人御時、以可覽天子之文書、先触委任之臣、謂之内覽」と記している（文治元年十二月二十七日条）のは、内覽の職掌を説明するとともに、内覽は、摂政よりもむしろ閑白に近い性格をもつていたと見ることができる。すでに内覽を准閑白とでもいうべきものとする理解が行われている所以である。

もつとも一千年に及ぶ内覽を通して、内覽は摂政・閑白の不在のときに置かれた例をはじめ、摂政・閑白が存在するにも拘らずに置かれた例、さらに摂政または閑白がみずから内覽を兼ねた例などあつて、簡単に内覽を准閑白と規定できない面もある。したがつて内覽の様々なケースを検討する必要があるが、内覽については、『古事類苑』が概略的かつ要領のよい説明を行つてゐる。しかし内覽に関する最初の研究は、山本信吉氏の「平安中期の内覽について」（坂本太郎博士吉稀記念会編『続日本古代史論集』下所収）である。氏は考察の時期を内覽の成立期に限つてゐるが、内覽の本質および意義について注目すべき見解を提示している（以下に氏の説を引く場合、右論考に依る）。ただ前述の如く、内覽の歴史は一千年にわたつており、その間、内覽の性格に若干変化があるようである。たとえば西山恵子氏が鎌倉時代の内覽と大殿の関連を論じ、大殿の政治的権限が内覽宣下に依拠したと指摘しておられる（「大殿考」『史窓』三六号、以下に氏の説を引く場合、本論考に依る）が、それに依ると、成立期の内覽と展開期の内覽では歴史的意義を異にして

いたことが予想される。

しかし内覽に関する研究は緒についたばかりである。そこで本稿は、まず第一節で、平安時代の内覽を取上げ、誰が、いつどのような事情で内覽になつたかを考えてみたい。ついで第二節で、内覽の任命に当つて発給される宣旨についてのべ、第三節で、内覽の形態と変遷を摂関との関連でとらえ、第四節で、江戸時代末の内覽を政治過程の中で考えてみたい。そして最後に、内覽制について要約的意味も込めて概括的に述べてみたい。いうまでもないが、本稿は内覽の研究を始めるための一つの手懸りとして草したもので、今後研究の進展の中で修正・改稿を行うことにならうが、是非とも諸先学の忌憚のないご教示をお願いしたい。

なお内覽については、『皇室制度史料』摂政二の第三章第一節および第四章第二節に内覽の類別を行い、基本的史料を掲載している。参照されたい。

一 成立期の内覽

平安時代の内覽を整理したのが本稿末尾に掲げた附表1である。その表のうち(1)～(6)は山本氏の研究に依拠した。(7)は史料の中に内覽の語は見当らないが、後述の如く内覽に准じて考えられるので、この表に加えた。(8)～(13)についてはとくに問題はない。

宇多天皇の譲位の詔に依つて、藤原時平(1)と菅原道真(2)の両名が内覽

を命ぜられたが、『日本紀略』寛平九年七月三日条に、

伝国詔命云、春宮大夫藤原朝臣・権大夫菅原朝臣、少主未長之間、一日万機之政、可奏可請之事、可宣可行云々、
とあり、『菅家文草』九に、

右臣某謹檢去寛平九年七月三日讓位詔命曰、大納言藤原朝臣・権大納言菅原朝臣等、可奏可請之事、旦誨其趣、奏之請之、可宣可行之政、無誤其道、宣之行之者、

とある。ともに内覽任命に関する記事であるが、後者が原詔の趣をよく伝えているとの評もあるが、両者相補うところがある。そこで両者を勘案すると、時平・道真の両名に委ねた内覽の職務は、新帝醍醐天皇の幼少の間、政務を輔佐し、奏下一切のことを行わせるものといえよう。天皇が幼少の間に摂政を置いて万機を摂行させたのは、すでに陽成天皇のときの摂政藤原基経に先例があるが、当時はまだ摂政制は定着していない。いうえに、醍醐天皇は十三歳であるが、践祚の日に元服していることもあって、摂政の任命を行わなかつた。しかし、時平は大納言とはいえ、太政官の筆頭公卿の位置にいたことから、時平に新帝の輔弼を委ねたのであろう。だがその時平に権力が集中するのを警戒した宇多上皇は、権大納言の地位にあり、かつ信頼している道真に、時平と同様の権限を与える、両者の均衡による政局の運営を目指したのであろう。

時平・道真の両名が命ぜられた内覽が右の如きものとすると、内覽は、かつて太政大臣藤原基経が光孝・宇多兩天皇から、それぞれ太政大臣の

職掌として与えられたものに通ずる点がある。詳細は省くが、両天皇が太政大臣である基経に与えた職掌は、万政領行・百官總己・奏宣文書内覽の三種で、それがのちに閑白の職掌として定着したのは周知のことおりである。しかし時平・道真の両名に付与された職掌は、それが内覽と称された点からも判断できる如く、奏宣文書内覽が主たる任務で、万政領行・百官總己の権までは与えられていなかつたようである。

しかし奏宣文書内覽について、さらに具体的にみると、『小右記』長和四年五月六日条に「須以經奏聞之文經内覽」とある如く、内覽は天皇に奏上する文書のすべてを内覽するから、その権限は絶大である。ところで内覽の任命は、時平・道真は譲位の詔に依つてゐるが、後述の如く爾後の例は宣旨に依つてゐる。しかも平安時代には、外記方から下される宣旨と官方から下される宣旨の二通に依つて任命されるが、山本氏によると、前者の外記方宣旨を与へられることに依り外記政を、後者の官方宣旨を蒙ることに依り官政を掌握できたといわれてゐる。とするとこの二通の宣旨を与へられた者は、太政官政治を宰領できるのである。前述の如く、時平・道真の両名に宣旨は下されなかつたが、彼らが内覽を命ぜられてのち、他の納言が外記政に参加しなくなつた。このため道真は、納言らが外記政に参り、ともに朝務の励行をはかるように諭して欲しいと宇多上皇に請うてゐる(『菅家文草』九)が、これは内覽の権限が奏宣文書内覽という閑白の職掌の一部に限られているようでありながら、実際には閑白と殆ど同様の権限を与えられたものと、当時の人々に受け止

められていたことを示すのであらう。

もとより閑白と内覽は相違している。閑白が大臣または前大臣を就任資格の一とするのに対し、内覽は時平・道真の初例からしてもそうであるが、平安時代の内覽の五例が納言であった点にみられる如く、納言以上を資格としている。長徳元年五月八日閑白藤原道兼が薨去し、その三日後に、大納言藤原道長(5)が内覽を命ぜられた。すでに撰閑制は定着していたから、道兼薨去後、然るべき人物がいれば閑白詔が下されても不思議はなかつた。しかしこの時、閑白詔は下されていない。當時左右大臣は不在で、内大臣に藤原伊周がいたが、彼はすでに政治的に苦境に立つており、道兼の後継者にはなり得ない状況にあつた。とすると道兼の後を継ぐのは弟の道長となる。しかしながら大臣の官に就いていない道長は、閑白就任の資格を欠いていたため、時平の先例に倣つて内覽になつたのである。ところがその時、道長に閑白詔を下されたとの風評が流れたらしい。『小右記』長徳元年五月十一日条に、

大納言道長卿蒙閑白詔之由云々、仍取案内、頭弁示送云、非閑白詔、
官中雜事准(藤原兼通)堀川大臣例可行也者、

とある。閑白詔が道長に下されたとの噂を聞いた藤原実資が不審を抱き確認を求めたところ、閑白に補任の詔が下つたのではなく、内覽に任せられたのであつた。道長は大納言であつたから、内覽に任せられたのであれば問題はなかつたのである。

摂政・閑白は天皇の政務を輔弼するものとして設けられた職で、いわ

ゆる官ではなく、公卿の員数外として扱われていたが、やがて摂政・関白は官と見做されるようになる。その点では内覽も当初から天皇の政務を文書内覽の面から輔弼するのを任としたが、その任は天皇との私的かわりの中で命ぜられる性格をもっていた。時平・道真が大納言・権大納言で太政官の上席を占めていたのが内覽任命の一理由であるが、同時に彼らが新帝醍醐天皇の東宮時代に、ともに春宮大夫・権大夫であったことも見逃せない。

藤原兼通(3)は、兄の伊尹が病のため摂政を辞任した後を承けて内覽になつてゐる。ところで兼通の内覽就任の年月日については、『公卿補任』や『百練抄』などと、『局中宝』や『河海抄』などとでは相違しているが、後者の史料のいう天禄三年十月二十七日の正しいことが山本氏の考証で明らかにされている。つまりそれは伊尹が摂政を辞任した四日後である。伊尹は病に依つて摂政を辞任したが、ときに円融天皇は十四歳で、すでに元服を了えていたので、引続き摂政を補任することはないが、関白を置くことは可能であつたし、それにふさわしい人物に右大臣藤原頼忠がいた。頼忠は伊尹がまもなく薨するや、藤原氏中官位第一の人として氏長者になつてゐる。しかしにこのとき頼忠は閔白にならなかつたのである。その背後に藤原氏一族中の権力闘争があり、伊尹の弟兼通が兄の後継者の地位を窺つていたためである。当時、藤原氏で頼忠につぐ地位にいたのが大納言藤原兼家で、兼通は兼家の兄でありながら権中納言の地位に止まつてゐた。それゆえ兼通が頼忠や兼家を超える地位に就く

には障害が多すぎたが、兼通は見事にその障害を克服したのである。つまり兼通が撰んだのは内覽になる道であった。十月二十七日の宣旨で、兼通は「太政大臣不従事之間、宜勤行公務」と命ぜられている(『公卿補任』)。この宣旨にみえる太政大臣とは病のため摂政を辞任した伊尹のことであるが、彼はその四日後の十一月一日に薨去した。兼通の内覽は右宣旨によると、伊尹が政務を行えない間という限定付きであるが、実際にはその後も引続き内覽の任を勤めていたようである。恐らくそれは前掲宣旨が下されたとき、「即日又召御前曰、朕未堪其事、汝可輔佐」と圓融天皇から輔弼を命ぜられた(同上書)ことに基づくのであろう。つまり伊尹の後継者にいきなり兼通を充てるにはあまりにも障害が多すぎるため、まず限定付きではあれ太政大臣の公務代行を命じ、ついで天皇みずから輔弼を命ぜるという手続きをとつたのであろう。当時兼通が、太政官中の席次が第九位であったにも拘らず、内覽になることができたのは、この天皇の勅語によるのである。その意味で、内覽は太政官制に拘束されることなく、天皇の輔弼の必要に応じて随意に任命されるものということができるよう。

かくして内覽の任を命ぜられた兼通は、それからわずか一年五ヶ月後に閔白太政大臣に昇りつめ、文字どおり官位第一の人となつて朝廷内外に君臨することになるが、その契機になったのは、もとより天皇の政務を輔佐するという任務、つまり内覽になつたためで、ここに内覽が閔白への一階梯と位置づけられることになつたのである。

内覽が執政の座にすわるためのステップになつたが、もとより摂政・関白のすべてが内覽を経たわけではない。しかし内覽を経て摂政・関白になつたのは、摂政・関白に就任するための条件（大臣以上などの就任資格）が整つていないとまず内覽になり、その条件の整備を待つて摂政・関白に補任されている。前述の藤原道長⁽⁵⁾の場合は、関白に就任するための資格を欠いていたために、まず内覽になつたのである。ただし道長は⁽⁵⁾と⁽⁶⁾の二度内覽宣旨を蒙っている。⁽⁵⁾のときは前述の如く大納言であったが、二度目の⁽⁶⁾のときは三条天皇の践祚後で、すでに左大臣に補任されていながら内覽になっている。しかもこのとき道長は関白補任の要請を固辞して内覽になつてゐるから、一概に摂政・関白の補任資格の欠如のみで内覽の任命を説明できないが、道長の二度目の内覽就任には道長自身の政治的判断があつたようであり、のち道長は摂政となつて摂関政治の最盛期を迎えるが、この内覽就任が重要な役割を果してゐた様子である。爾後内覽になつた藤原師実⁽⁸⁾・同忠実⁽⁹⁾・同忠通⁽¹¹⁾はいずれも内覽から関白になつてゐるし、藤原頼長⁽¹³⁾は、兄の関白忠通に代わつて政権を掌握するために内覽になつたのは周知のことおりである。

摂政・関白に補任の前提として内覽になつた事例とは反対に、摂政・関白となつて数十年も執政の座にいたものが、その地位を退いたのち内覽を命ぜられた例もある。藤原頼通⁽⁷⁾・同忠実⁽¹²⁾の両例がそれに當る。ただし頼通が内覽になつたとする史料はない。それでも拘らずここで内覽の例としたのは、頼通がしばしば関白の辞任を請うが、ときの後冷泉

天皇は聽許されず、引続き関白の重職に留まらせようとした。しかし度重なる辞任の上表に、ついに天皇は治暦三年十二月五日に至り、頼通の上表を納れて勅答を下した。だがなお頼通の国政参加を強く望んだ天皇は、「太政官奏政巨細、悉可諮詢」との勅を頼通に下したのである（『一代要記』二、後冷泉天皇）。この勅の文言が、これまでのべてきた奏宣言書内覽とはまったく同じではないにしても、かつて兼通が円融天皇から「朕未堪其事、汝可輔佐」と命ぜられたものと同様のものであろう。兼通はこれによつて内覽になるのであるから、頼通がこのとき内覽を命ぜられたとみると、前関白が内覽になつた初例となる。数十年も執政に当つてきた頼通に対する優遇措置の一つとして内覽の任命がおこなわれたともいえそうであるが、前関白の政治的経験を生かす道として内覽の任命が行われたとみるべきであろう。このとき摂政はもとより関白も置かれていたわけではないから、頼通が万機諮詢に預かつたのである。しかし翌治暦四年四月七日、頼通は万機諮詢の恩勅を辞退して弟教通にそれを委ねることを請い、勅許を得て、その日教通が関白に補任されたのである（『一代要記』二、後冷泉天皇）。

藤原忠実⁽¹²⁾が内覽になつたのも頼通と同じ例である。忠実はすでに⁽⁹⁾と⁽¹⁰⁾の二度内覽宣旨を蒙っていた。初度は康和元年六月二十八日父師通が薨去し、その服解の明けた八月二十八日に權大納言で内覽になつている。ついで長治二年十一月二十五日関白になつたが、このとき内覽の任は関白の職掌の一部、奏宣文書内覽に吸收され、内覽は発展的に解消さ

れた。爾來忠実は関白・摂政・関白と引続き執政の座を占めたが、白河上皇は保安元年十一月十二日、関白忠実の内覽停止を命ぜられた。その政治史的意義は省略するが、関白忠実の内覽停止は、関白の職掌の一つである奏宣文書内覽を停止することと、関白を解任されたわけではない。しかし関白の主要な任務の一つが停止されたことは、関白を停められたのと同様の意義をもっていた。ところが翌年正月十七日に「内覽如元」の宣言が忠実に下され、関白の権限のすべてを復旧したのである。これが忠実に下された二度目の内覽であるが、その宣言の下された五日後に忠実は関白を辞任している。関白の辞任を前提に、関白の一職掌である奏宣文書内覽を復旧したのであらう。

天承二年正月十四日、忠実⁽¹²⁾は三度目の内覽を命ぜられることになつた。忠実は、関白辞任後しばらく宇治に隠棲していたが、やがて白河上皇の崩御のち政界に復帰し、まもなく内覽宣言を蒙つたのである。ただその日の儀について『中右記』は、頭弁に依つて忠実の文書内覽が仰下されたが、院宣に依つては、上卿の奉行がなかつたと記している。しかし保安元年の内覽停止は院宣で行われたが、停止解除を命じた宣言は從前と同じ手続きを経て発給されているし(『中右記』)、また藤原頼長⁽¹³⁾が内覽宣言を下されたときも、天皇に奏上することなく鳥羽上皇から直接院宣が下されている(『本朝世紀』久安七年正月十日条)が、その後の次第に依ると、更めて外記方・官方から宣言が下されている。したがつてそれと同じ⁽¹²⁾の忠実の場合も、院宣を

蒙つたのち、従前と同様の手続きに依り内覽を命ぜられたと考えてよい

のであろう(橋本義彦氏「院宮文書」『日本古文書学講座』古代一)。

かくの如く前関白の忠実が内覽を命ぜられたが、恐らくそれは頼通が万機諮詢を命ぜられていたものに倣つたのであらう。しかし両者が相違するのは、忠実が内覽を命ぜられたとき関白が置かれていた点である。

これまで内覽を命じたときの状況をみると、一例を除けば、いずれも摂政・関白の不在のときであった。その一例も一条天皇の関白藤原道隆が病に依つて政務を覗くことができなくなつたとき、「関白病間」に限つて内大臣藤原伊周⁽⁴⁾に内覽を命じたもので、関白と内覽が併置されたとはい、関白の不執政に由る内覽である。したがつて実際上は他の内覽の場合と同じである。だが忠実が三度目の内覽を命ぜられたとき、関白忠通は病氣どころか、執政に意欲的であったから、関白と内覽の併置は新たな政治的緊張を醸しだすことになる。もともと関白忠通の権力を制肘する目的で置かれた忠実の内覽である。政治的緊張は当然予想されていたところであるが、その点は省略する。いずれにしろ摂関と内覽が併置される先例になつたのである。

忠実の子頼長⁽¹⁴⁾が内覽になったのも、関白と併置の例である。忠実は嫡子である忠通の関白を解任し、代わつて頼長を関白に補任しようとするが、周知の如く関白の補任権は天皇にあるため、父忠実といえども忠通の関白解任は思うに任せず、このため頼長を内覽にし、関白忠通と併置したのである。本稿冒頭に掲出したが、頼長が「僕已為執政之身」と

日記に記したのはこのときのことである。ついで頼長は、摂関と同様にその室家の政所を置き、室家を北政所と号する（『本朝世紀』仁平元年二月十八日条）など、内覽を摂関と同等のものに位置づけたのである。

以上平安時代の内覽の諸例を検討しながら、内覽に関する種々の問題を考えてきた。ここにみた内覽の諸問題は、その後の内覽の中で様々な形で現れてくる。したがって本節で取上げた諸点について、要約的に記しておこう。

- ① 内覽の職掌は、関白の職掌の一つである「奏宣文書内覽」である。
- ② 内覽就任の資格は、前任・見任を問わず納言以上である。
- ③ 内覽は天皇の政務を輔弼するものであるから、その補任は天皇・上皇の意志に基づき、常置ではなく、また補任に際し、必ずしも太政官中の序列に拘束されない。
- ④ 内覽は関白に至る一階梯として位置づけられ、内覽を経て関白になる例が少なくない。
- ⑤ 前撰政・前関白が内覽を命ぜられたこともある。
- ⑥ 内覽と関白が併置されたこともある。

以上の諸点を踏え、次節で内覽の補任を宣言の面から考えてみよう。

二 内覽の補任と宣言

内覽の補任は宣言に依つて行われた。僅かに前述の如く、藤原時平(1)

と菅原道真(2)は宇多天皇の讓位の詔に依り、また藤原頼通(7)は後冷泉天皇の勅に依つて内覽を命ぜられている。しかし、前者はまさに内覽の初例で、内覽の任命方法が確立する以前のもの、また後者は前にも記した如く、勅語の中には内覽の語はないが、関白を辞任した頼通に与えられた任務は万機諮詢に預かるもので、もとより内覽をも含むものである。本稿ではこれも内覽の一種とみるが、いわゆる内覽とは趣を異にしているのも事実である。だからこそ関白辞任に当り、とくに後冷泉天皇は頼通に勅を下したのである。この両例を除くと、他の内覽のすべては宣言に基づいて補任されている。

宣言は、外記局の作成する外記方宣言と、弁官局の作成になる官方宣言の二通がある。『朝野群載』七に収める内覽宣言は、藤原道長(5)・師実(8)・同忠実(9)の三名の分であるが、そこには各人に一通の宣言しか例挙していない。しかしその宣言の内容をみると、道長・師実の分は官方宣言で、忠実に対する分は外記方宣言であるが、官方・外記方の両宣言が同時に作られていたのは明らかである。そのような宣言は、山本氏の指摘の如く、藤原兼通(3)のときすでに作成されていたと考えられるが、爾來藤原忠通(1)のときまでは、確實に外記方と官方の宣言が同時に作られていたのである。

ところが、藤原忠実(2)のとき院宣が下され、頼長(3)にも院宣が下されていたが、両者は若干從来とは異なった形式で内覽を命ぜられている。しかし前節でのべた如く、後者に外記方・官方の両宣言が下されていた

から、恐らく前者にも両宣旨が下されていたのであろう。

う通説は修正を要する。

もつとも頼長⁽¹³⁾に対する宣旨には問題がある。『朝野群載』等に依ると、外記方宣旨には、その文面中に「太政官所申之文書」を内覽せよと命じた箇所があるが、官方宣旨には「官中雜事」つまり太政官内の雜事を行わせるとある。ところが頼長の蒙った宣旨は、外記方・官方ともに「官中雜事」のことだけで、「太政官所申之文書」の内覽のことはみえない。そこで『本朝世紀』に依って右宣旨の発給次第をみると、頭弁朝隆朝臣が外記・弁官の両者に対し、「官中雜事、先触左大臣、宜奉行」と仰せている。したがって、外記・弁官はこの仰せに基づいて宣旨を作成しているのであるから、外記方・官方の両宣旨が同文になっているのは当然であろう。とすると、何故外記・弁官の両者に、同一文面の宣旨作成を命じたのであろうか。

後の記録であるが『康富記』の享徳三年七月二十七日条に、
内覽宣旨事、以往外記方被宣下了度々也、後法性寺殿時分已來、官方
被宣下歟云々、

とある。かつて外記方宣旨の作成されていたこともあるが、藤原兼実⁽¹⁴⁾以来官方宣旨のみになったと記している。確かに鎌倉時代以降の内覽宣旨をみると、江戸時代後期の二、三の例を除けば、すべて官方宣旨のみである。たとえば『宣胤卿記』の永正十一年八月二十九日条にも「内覽事、不仰外記云々、^{申之}師象朝臣」とあるとおりである。その点では、内覽の任命に際し、いつも外記・弁官の両局からそれぞれ宣旨が下されたとい

るが、『康富記』は兼実のころとする。しかし兼実が内覽になった翌日の『玉葉』に依ると、「今朝史頼清・大外記頼業等持來内覽宣旨」とある（文治元年十二月二十九日条）から、官方・外記方の両宣旨が作成されていた。ただ残念ながら宣旨の文面は不明であるが、『康富記』が兼実の時分に官方宣旨のみになったとするのは事実にあわない。そこで兼実以後に内覽になった人について個別に検討する必要があるが、鎌倉時代に内覽になった事実は確認できても、宣旨の文面はもとより、宣旨の作成者を明記したものが殆どない。わずかに寛元四年正月二十八日関白一条実経に下す予定で作成していた内覽宣旨が、未使用のまま作成者の小規淳方に返却された例がある。それに依ると、内覽宣旨は官方のみで作成されていたようである（『葉黃記』）。また建治元年十月二十一日に攝政鷹司兼平⁽²³⁾に下した内覽宣旨は『勘仲記』に引かれているが、これも官方宣旨のみで外記方宣旨はない。したがって『康富記』の記述はそのまま認められないにしても、兼実の内覽以降として遠くないころに、内覽宣旨は官方のみになったのであろう。

さて内覽宣旨が官方のみによって作成されることになったのと、頼長の内覽宣旨が官方・外記方の両者から発給されながら、その文面が官方のものと同じになつたのとは恐らく関連があり、官方・外記方の両者から同一文面の宣旨が発給されることになつて、外記方宣旨の必要性

がなくなつたものと思われる。しかしそれでは、なぜ外記方宣旨が官房宣旨と同じ文面になつたのであるうか。いまその理由は明らかでないが、強いていえば、平安時代末の外記政の衰微と関連あるかも知れない。いずれにしろ鎌倉時代以降、内覽宣旨は官房から発給されることになつたが、その宣旨の文面は四種に分けることができる。それを概念的に記すとつぎのとおりである。

- (A) 弁官伝宣、上卿宣、奉勅、官中雜事宜先触某奉行者、
- (B) 弁官伝宣、上卿宣、奉勅、某宜如旧令内覽万機者、
- (C) 弁官伝宣、上卿宣、奉勅、宜令某内覽万機者、
- (D) 弁官伝宣、上卿宣、奉勅、官中雜事如旧先可触某者、

(A)～(D)の宣旨は、平安時代から江戸時代末に至る間のものを大別したのであって、仔細みると微妙な相違（たとえば(B)や(C)の「宜」の位置が異なる）もあるが、基本的には右の四種に分けて問題ないとと思う。そこで右の四種の使用状況を概観してみよう。ただし宣旨は、すべての内覽について残っているわけではない。それに、たまたま管見に触れた記録や壬生本の「関白宣下一會」および「内覽宣下一會」などを手懸りにしたにすぎない。したがつて以下の記述は、あくまでも一つの目安を示すにすぎないが、大略の傾向は擗めよう。

(A)は平安時代から江戸時代末に至る全時代にわたつて使われている宣旨であるが、天正十三年から天和二年に至る一〇〇年間には作成されていない。また(A)の宣旨を蒙つたものは、いずれも内覽に初任のものであ

る。わずかに永正十年閑白に再任された近衛尚通⁽⁶⁾、安政五年閑白在任中の九条尚忠⁽¹³⁴⁾、文久二年閑白になつた近衛忠熙⁽¹³⁵⁾の三例は、ともにかつて内覽宣旨を蒙つているから、初任でないときに(A)の宣旨を下されている。しかしこの三例とも、内覽初任のとき(A)の宣旨を蒙つてゐるが、その後内覽を辞し、しばらくしてまた内覽を命ぜられたとき、同じ宣旨を下されているのである。

(B)は「如旧令内覽万機」とあるのからもわかる如く、かつて内覽宣旨を蒙つていたものが更めて内覽を命ぜられたときに下された宣旨で、管見のかぎりこの種の宣旨の残つてゐる早い例は、貞治六年に閑白を辞任した二条良基⁽²⁾が、閑白辞任の日に更めて内覽を命ぜられたときの宣旨である（『師守記』貞治六年八月二十八日条）。しかし宣旨自体は残っていないが、これ以前に閑白を辞任したもので、引続き内覽を命ぜられているものに(B)の宣旨が下されていたのではないかと思われる。(B)の宣旨は江戸時代の前期まで用いられているが、正保四年摂政一条昭良⁽¹⁰⁷⁾に下されたのが最後である（『忠利宿禰記』正保四年三月二十八日条）。したがつて内覽について残つてゐるわけではない。それに、たまたま管見に触れた記録や壬生本の「関白宣下一會」および「内覽宣下一會」などを手懸りにしたにすぎない。したがつて以下の記述は、あくまでも一つの目安を示すにすぎないが、大略の傾向は擗めよう。

(A)は平安時代から江戸時代末に至る全時代にわたつて使われている宣旨であるが、天正十三年から天和二年に至る一〇〇年間には作成されていない。また(A)の宣旨を蒙つたものは、いずれも内覽に初任のものであ

ながらいまその理由は明らかにできない。

(C)は(B)の宣旨から「如旧」の語のないもので、初めて内覽を命ぜられたものに下されている。その点では(A)と同じであるが、(A)が天正十三年から天和二年のほぼ一〇〇年間にわたってその例がないのに対し、(C)はまさにその期間のみに用いられている。したがって内覽の初任に当つて作成される宣旨は、(A)→(C)→(A)になるが、(A)→(C)、(C)→(A)への変化が何を契機にしていたのかは明らかでない。

(D)はその文中に「如旧」とあるのからも明らかなるごとく、かつて内覽宣旨を蒙っていたものが、更めて内覽を命ぜられたときに下されるもので、(B)と同じであるが、(B)が江戸時代前期まで用いられているのに對し、(D)は江戸時代中期以降に用いられている。

以上(A)～(D)の各宣旨の用いられ方を概観したが、(A)と(C)は内覽に初任の場合、(B)と(D)は内覽に再任の場合に用いられた宣旨であるが、宣旨の文面が(A)→(C)→(A)、(B)→(D)と変化している。しかしまその理由を説明することができない。

ところで前に鎌倉時代以降二、三の例を除くと、内覽の任命に當つて外記方宣旨は作成されていないとのべたが、寛政七年の鷹司政熙⁽¹²⁸⁾、安政五年の近衛忠潤⁽¹³³⁾、文久三年の一條斉敬⁽¹³⁸⁾の三名に外記方宣旨が下されている。外記方宣旨には、平安時代の例によると、「太政官所申文書」の内覽を命じたものと、「官中雜事」を触れさせるのを命じたものと二種があつて、前者が一般的であるのに対し、後者は藤原頼長⁽¹³⁾に下した

一例があるのみであった。ところが江戸時代の右の三例は、いずれも後者の例である。江戸時代に外記方宣旨を作成することにした理由は明らかでないが、古式に倣つて外記方宣旨を作成したのであろう。なおこのとき官方の(A)の宣旨も下されている。前述の如く、(A)は内覽初任のときに下される宣旨であるが、右三例はいずれも内覽に初任のものであることを、またいすれも関白補任以前であることが共通している。江戸時代末に至り、関白に補任される前に内覽を命ぜられたものに、外記方・官方の両宣旨が作成されるようになったのである。

内覽宣旨の文面およびそれの作成者を検討してきたが、それらは必ずしも一様ではなく、いく度かの変遷のあるのが判明した。しかしこの変化は単なる文言の変化だけでなく、内覽のあり方にもかかわるものと思われるが、その意味については、今後の課題としたい。つぎに視点を変えて、内覽の形態と変遷を概観してみよう。

三 内覽の形態と変遷

第一節で成立期の内覽を取上げ、内覽を命ぜられたとき摂政・関白が在任中か否か、また前摂政・前関白が内覽になった事例などについてのべたが、再度その点も含め、内覽任命時の状況を摂政・関白とのかかわりの中で整理してみよう。

(一) 摂政・関白の不在のとき内覽を置いた。

(二) 摄政・関白の在任中に内覽を置いた。

右の二つのケースが考えられるが、さらに内覽になつたものの官職をもとに分けると、

- (1) 大臣・納言が内覽になつた。
- (2) 前攝政・前関白が内覽になつた。
- (3) 摄政・関白が内覽を命ぜられた。

以上の三つの場合がある。これを(1)(2)と組合わせると、(3)には(1)と(2)の場合があり、(3)には(1)(2)と(3)の場合がある。以下その各々について検討しよう。

(1)の(1) 内覽の初例である藤原時平⁽¹⁾・菅原道真⁽²⁾を始め、平安時代

の藤原兼通⁽³⁾・道長⁽⁵⁾⁽⁶⁾・師実⁽⁸⁾・忠実⁽⁹⁾・忠通⁽¹¹⁾の各例と、天文十一年の一条房通⁽⁸⁾、正保四年の近衛尚嗣⁽¹⁰⁾、元文二年の一条兼香⁽¹²⁾、寛政七年の鷹司政熙⁽¹²⁾、それ以後醍醐天皇の親政の間の例とがある。平安時代に比較的多くみられるが、関白不在のときに内覽を命ぜられたものは、やがて関白に補任されている。もつとも一条房通と近衛尚嗣の両例は、内覽補任後、直ちに関白になつていない。房通が内覽になつた二十日過ぎに関白補任の詔が下っているが、関白詔を蒙つたのは房通ではなく鷹司忠冬で、房通が関白になつたのは忠冬の関白解任後であつた。また近衛尚通が摺政九条道房の薨去後に内覽を命ぜられたが、まもなく摺政になつたのは尚通ではなく一条昭良であつた。したがつてこの二例に依る、摺政・関白の不在のとき大臣・納言を内覽にするのは、将来摺政・

関白に就ける前提ではなかつたと考えられそうであるが、実はそうではない。道房の薨去後、尚通を内覽にしたのは、将来尚通を摺政にしようとその後水尾天皇の叡慮にもとづいていた。しかるに江戸幕府が一条昭良を摺政に還補するように求め、尚通の摺政補任が実現しなかつたのである(『尚通公記別記』正保四年三月二十八日条)。尚通が関白になつたのはそれから四年後のことである。房通が内覽になりながら、関白にすぐり就任できなかつた理由は明らかではないが、尚通の例の如き事情があつたかも知れない。もしそうだとすれば、大臣・納言が摺関不在のとき内覽になつたのは、やはり摺関補任を前提にするものであつたといつてもよいのであろう。

ところで後醍醐天皇の親政の間の事例は少し特殊である。後醍醐天皇は、元弘三年五月隱岐遷幸から帰京に当り、いわゆる「伯州詔命」に依り関白鷹司冬教の解任を命じ、ついで六月天皇の隱岐遷幸の間に行われていた叙位任官をすべて破棄する一方、天皇親政の方針のもとに新たな任官を行つた。しかし注意されるのは、冬教の解任後の補充人事を行わなかつた点である(『元弘日記井裏書』元弘三年六月十二日条に「不置関白職、自為聞召也」とある)。

『公卿補任』の建武元年条によると、二条道平・近衛経忠・鷹司冬教の三名に内覽の注記がある。道平は前年六月十二日に左大臣に還任し、建武二年二月四日に薨するまでその任にあつたが、『公卿補任』は同元年・二年条に内覽と注している。経忠は建武元年二月二十二日に右大臣

に補任されているが、「内覽如元」とみえる。もともと經忠は同年十月

九日に右大臣を辞し、代わって冬教が補任され、その冬教がこのとき内覽になつたが、經忠も「内覽如元」とある。したがつて建武元年初めには道平・經忠の両名が内覽であつたが、同年暮れには冬教も加わつて内覽三名が併置されている。ところで道平・經忠の両名が内覽になつた年月日について『公卿補任』には明記していないが、後醍醐天皇の新政開始の年（元弘三年）に、延喜の佳例を追つて内覽に補任されたらしい（『太平記』十二）。延喜の治を理想とする後醍醐天皇は、天皇親政を行うために閑白を置かず内覽を補任したのであるが、建武二年二月に道平が薨去し、ついで十一月に冬教が内覽を辞任したため、内覽併置は崩れ、翌三年に天皇がふたたび吉野に遷幸し、天皇の追つた延喜の治の理想はついに実現しなかつた。そして唯一人残つた經忠は、光明天皇の命に依り閑白に補任されたのである。

ところで後醍醐新政の間に内覽を命ぜられた三例は、いずれも大臣であつたが、実はこの三人ともかつて閑白に補任されていたことがある。しかし閑白を置かないという天皇の方針によつて左右大臣に補任され、内覽になつていたのであつた。したがつて(1)の事例の如くみえるが、実際にには(2)の例に含まれるものである。

(1)の(2) この例は右三例のほかに、平安時代の藤原頼通⁽⁷⁾と室町時代の明応六年六月七日に一条尚基の閑白所望のため閑白を辞任した近衛尚通⁽⁸⁾の二例がある。ただし尚通の内覽は、その十日後に尚基が閑白に補

任されるまでのものではないかと思われる（『後法興院記』）。

以上の各例から、(1)の内覽は、摂政・閑白の不在の間、奏宣文書内覽の職務を行うことで天皇の政務を輔弼するもので、さらに(1)の場合は、執政の地位に就くための前段階として位置づけられ、(2)の場合は、すでに執政を経ているから、その政治的経験を生かし、摂閑不在の間の政務運営をはかるものであつたといえる。

(2)の(1) 摂政・閑白の在任中に大臣・納言を内覽に任じた例は、平安時代の藤原伊周⁽⁴⁾、藤原頼長⁽⁸⁾の二例のほか、鎌倉時代の藤原兼実⁽⁴⁾、九条良経⁽⁵⁾、一条内実⁽²⁾、室町時代の鷹司政平⁽⁶⁾、戦国時代の近衛稙家⁽³⁾、九条兼孝⁽⁸⁾、江戸時代の一条道香⁽¹²⁾、近衛忠熙⁽¹³⁾、二条斎敬⁽¹⁸⁾のあわせて十一例である。このうち平安時代の二例については第一節でのべた如く、伊周⁽⁴⁾は閑白藤原道隆の病の間、その職務を代行したもので、形式上はともかく、実質的には(1)の(1)に近い。しかし頼長⁽⁸⁾の場合は、閑白藤原忠通の権力奪取を狙いとするきわめて政治性の強い内覽であった。前述の如く内覽の職掌と閑白の職掌の一部は「奏宣文書内覽」という点で共通のため、内覽を補任することは閑白の権限と競合することになる。このため藤原兼実が「内覽兩人之条、偏禍乱之源也」とのべ、保元の乱の原因を兩人内覽にあると記している如き問題が生じたのである（『玉葉』文治元年十二月二十七日条）。

兼実が頼長の内覽を右の如く評したのは、摂政藤原基通の解任を画策した源頼朝が、現実に摂政の解任が不可能と知つて兼実を内覽とし、摂

政の権限を実質的に取上げようとしたことに関連してのものである。このとき兼実は、頼長の例や摂政と内覽の併置の例はないなどの理由をあげて一応は固辞するが、後白河上皇の裁断に依つて内覽になったのである。摂政と内覽併置の初例である。

摂政と内覽が併置された例はこのほかに五例あるが、うち四例は前閑白が内覽になって摂政と併置されたもので、大臣で内覽になり摂政と併置されたのは右の兼実⁴⁴のほかには、九条良経⁴⁵の一例があるのみである。良経は兼実の子で、建仁二年十一月二十七日に左大臣で内覽になるが、そのときの摂政も藤原基通であった。ただこのときは、頼長や兼実が内覽になつたときと違い、基通の背後にいて強大な権力を握っていた源通親が薨去し、基通は勢力を失つていたのである。その基通と併置された内覽であったから、政治的に混乱が生ずることはなかつたのである。その意味では、良経は摂政になるのを前提とした内覽であつたといえよう。事実良経はまもなく摂政に補任される。

これ以後、大臣・納言の内覽と摂政の併置された例はないが、関白と併置されたものが七例ある。これらをみると、実に様々な理由で内覽が置かれている。まず嘉元二年十二月十七日に内覽を命ぜられた内大臣一条内実⁴⁶は、内覽任命の日に薨じてゐる。内実は将来摂政・関白に昇進するとの期待を寄せられていたが病に冒されたため、急拠内覽宣旨が下されたので、内覽が処遇という性格をもち始めることがある。文明十年に内覽になつた鷹司政平⁴⁷の場合にも同様の面がある。当時九条政基が関

自在任中であつたが、政平とともに近衛政家が後継者と目されていた。しかし政家はすでに関白になる勅約があつたらしく、政平は後継者争いから脱落するのであるが、政平は政家よりも上首であつたこと、政平が摂関に補任されなかつた場合、鷹司家では代々続いてきた摂関補任が中絶してしまうことから政平を内覽にしたのである（『大乗院寺社雜事記』文明十年六月七日条）。代々摂関に補任されるのを原則としている五摂家の各家々で、摂関に補任されない世代の出現はその後の摂関繼承に遅れをとるため、内覽を摂関と同類とし、内覽に補任されると、たとえ摂関にならなくともその世代のものは摂関になつたのと同等のものと觀念されたのであろう。一条内実の場合も、一日内覽ではあつたが、内覽であつたがゆえに、一条家では摂関の補任が一代中絶とはならなかつたのである（『康富記』文安四年六月十五日条）。したがつて政平が関白に就任する道を絶れたために内覽になつたのは、政平個人に對してよりも鷹司家に対する処遇と考えることもできる。もつとも政基が関白を辞任し、ついで政家がその後任に補せられたのは、政平が内覽になつた翌年のことであつたが、そのとき『長興宿禰記』は、政平に「依無御才覚、御當職難叶由、兼日及御沙汰、令蒙内覽宣旨給計也」と辛辣な批評を加えていふ。これが事実とすると、執政の臣といわれ摂関と同等にさえ見做されている内覽に、摂関たるべき才覚がない人物を任ずる例が現われたことは、内覽が名目的地位になつてゐることを示してゐるといえよう。

天文四年左大臣近衛種家⁴⁸が内覽になつてゐるが、彼はすでに関白経

験者であり、しかも内覽と同日に准三宮宣旨を蒙つてゐる如く、処遇と
いう性格が強い。同じく天正五年の左大臣九条兼孝⁸⁸の場合も、織田信
長の左大臣補任のため内覽を命ぜられたもので、とくに政治上の心要性
から内覽を置いたのではなく、兼孝に対する処遇である。

以上の事例に対し、江戸時代に大臣で内覽になつた各例は政治性の強
いものである。ただし、元文四年の右大臣一条道香¹²³は父兼香の関白と
併置されるが、兼香が病に倒れ、一時その再起が危ぶまれたために内覽
を命ぜられた（『八槐記』元文四年五月十九日条）もので、平安時代の藤原
伊周⁴の例と同じケースである。のち道香は父の讓補により関白に就任
している。江戸時代末の安政五年に内覽になつた左大臣近衛忠應¹³³およ
び文久三年に内覽になつた右大臣二条斉敬¹³⁸は、ともに江戸幕府と朝廷
との対立抗争の中で内覽になつてゐるもので、その政治的役割は著しく
重要である。したがつてこの二例は節を改めてのべることにする。

かくの如く摂政・関白の在任中に内覽になつた大臣・納言は、平安時
代から鎌倉時代前期には摂政・関白に代わる政治性をもち、摂政・関白
の解任後、内覽から摂政・関白に就くためのものであつたが、鎌倉時代
の後期から室町時代の内覽は名目的なものが多く、江戸時代に入つてふ
たたび内覽に政治性が加わつてくる。

(二)の(1) 摂政・関白の在任中に、前摂政・前関白が内覽になつた例を
みてみよう。この例では、平安時代の藤原忠実¹²を初例とするが、鎌倉
時代以降三十八例を数える。しかしさらに仔細にいえば、江戸時代はわ

ずか三例で、鎌倉・室町時代に集中してゐる。

さて初例の忠実の例は第一節でのべた如く藤原頼通⁷の例にならつて
命ぜられたのであろうが、その長い執政の経験と実績を生かすためであ
った。その点はのちの前摂政・前関白で内覽宣旨を蒙つたものに共通し
てゐる。ところで忠実の場合は、関白忠通の権力を抑圧する目的で設置
されただけに、その権限は関白に等しいぐらいのものであつたが、爾後
の前摂関で内覽になつた例には、摂関を凌ぐものも少なくない。その初
例が九条道家¹⁶である。

道家の内覽任命の年月日についての確実な史料はなく、わずかに『吾
妻鏡』に、寛喜三年七月一日に内覽となり、五日に拝賀を行つたとあり、
知足院殿の例に依つたと記してゐるのみである。七月二日といえば、道
家はまだ関白で、五日にその子教実に讓補しているから、もし『吾妻鏡』
のとおりとすると、関白在任中に内覽宣旨を蒙つたことになるが、『吾
妻鏡』の記事に五日に拝賀があるので、その日が関白の解任および内覽
任命を意味するのかも知れない。しかいはずれにしろ、道家が関白解任
後に内覽になつていたことは、『民経記』寛喜三年七月二十五日条に、
今日依記録所評定事、權右中弁光俊朝臣祇候、有長朝臣云々、内覽大殿
間事内々伺之處、其日公事散状不可覽云々、重事内裏并殿下被申合事
可有御成敗也云々、其外又職事於重事者可内覽大殿云々、御存知之旨
如此之由有仰云々、早可存知之旨所示也、
とあるのからも明らかである。ところで右の引用文からもわかる如く、

道家の内覽は国家の重事、関白の申合せを取扱うのである。関白の父としての道家は、内覽になって関白九条教実の後見人の役割を担つたのであるが、その後、いつまで道家が内覽であったのか確認できない。教実が関白に補任された翌貞永元年十月四日、四条天皇が践祚されると、教実は摂政に補任された。このとき道家に「内覽如旧」の宣旨が下された形迹はない。或いはこの時点で道家の内覽の任は停止されているのかもわからぬが、引続き道家が政界に影響力をもっていたのはよく知られている。ついで教実が摂政在任中に急逝すると、道家がその後任としてカムバックし、やがて女婿近衛兼経に摂政を譲つたのちも、大殿として隠然たる勢力を保持し続けたのである。

道家が大殿としてどれほどの公的権力をもつていたか、また大殿権力がなにを根柢に形成されたかについては別個に検討する積りでいるが、西山恵子氏は、鎌倉期に於ける大殿の公的権力の基盤に内覽宣旨があつたとされる。西山氏は内覽制を概観の後、鎌倉期に摂関制が形骸化したとき、摂関という抽象的なものより、内覽という具体的な職掌の方が実質的効力をもち、摂関制を凌ぐ職掌になつたとし、その内覽と大殿とが結びつくことにより大殿は摂関の更迭をも可能とする政治的権力を得たとされる。内覽が摂関を凌ぐ職掌になつたとの評価には賛成し難いが、大殿が内覽宣旨を蒙つて政治的・公的権力を確保したのは確かであろう。

大殿は摂関を辞任し、藤氏長者を新摂関に譲補したのちも、なお摂関家内に於ける長者的権限を有するものであるが、内覽は「奏宣文書内覽」

を通じて輔弼の任に当るものであるから、両者は異なつた性格をもつてゐた。たとえば文永二年閏四月十八日に関白を辞任した二条良実は、同日「被定可為大殿之由云々」とある如く大殿になるが、別に朝廷に出仕して政治に介入することはなかつた。しかるにその三ヶ月後の七月十六日に内覽宣旨を蒙るや、翌十七日に大殿出仕始、八月二十四日に大殿所充を行い(『新抄』)、大殿として政治参加をはじめ、爾後良実は一条経・近衛基平の両関白在任中、政務を覽たのである。

かくの如く本来別個の性格であつた大殿と内覽が一体化し、摂関を補強する新たな政治体制が形成されていった。しかし大殿は、摂関の父である前摂関、または摂関の母の兄弟である前摂関を原則としていたが、鎌倉時代の後期に至ると、必ずしも右の原則に合わない例も出現しはじめてる。前摂関が摂関の父でなくとも内覽宣旨を蒙るようになると、政治的な事由に依ることなく円満に摂関を譲補したものに対し、優遇措置として引続き内覽宣旨を下すようになる。鎌倉時代後期から室町時代の前摂関で内覽宣旨を蒙つた殆どがその例である。ところが天正十三年豊臣秀吉の関白補任のためその職を辞任した二条昭実¹⁰⁾に内覽宣旨が下されなかつたのを境に、前摂関で内覽宣旨を下されたのは、以後江戸時代に三例を数えるのみである。いまなぜ天正十三年の二条昭実のときを境にすらのかは明らかではないが、江戸時代の三例については後述したい。

(二) 摂政・関白の在任中に摂政・関白自身が内覽宣旨を蒙つた例をみよう。いうまでもなくその初例は藤原忠実¹⁰⁾である。ただ前述の如

くこれは一度奪われた関白の一権限を復旧したもので、きわめて特殊な例である。したがって直ちにそれが先例にはなり得ないが、仁治三年関白二条良実⁽¹⁸⁾が内覽宣旨を下されたのが、関白で内覽となつた確実な初例である。もつとも忠実以降良実に至る一二〇年間、関白で内覽になつたとする例が『公卿補任』と『諸家伝』に三例あるが、それを証明する確かな史料はほかになく、良実を実質上の初例としてよいであろう。

良実を確実な初例とする別の理由は、もともと関白が内覽宣旨を蒙ることが不自然だからである。つまり関白自体が「奏宣文書内覽」の職掌をもつてゐるうえに、改めて内覽宣旨を蒙るのは屋上屋を架する感があるからである。ところが、近衛兼經⁽¹⁹⁾が関白を辞任すると、兼經に引続き出仕が命ぜられて、内覽宣旨が下されたらしいのである。もつとも兼經に内覽宣旨が下つたとする史料はないが、『公卿補任』(仁治三年条)に「兵仗如元」とあり、『平戸記』に「兵仗不被返上、猶可出仕給云々」とある(仁治三年三月二十五日条)。前関白兼經が従前通り出仕することは、内覽として政務にかかわることを意味するものらしく、その一ヶ月後に兼經は兵仗を辞退するが、「前関白殿兵仗御辞退表持參、内覽之間也」(『平戸記』仁治三年四月二十五日条)とあるのはその間の事情を説明しているであろう。したがつて兼經は関白辞任後も引続き内覽を命ぜられていたのであるが、兼經とともに新関白良実にも内覽宣旨を下し、政治的に両者の均衡をはかつたのであろう。

しかし関白に内覽宣旨を下す慣例はまだ確立していない。寛元四年正

月二十八日、一条実経が関白詔書を下されたとき、内覽宣旨も併せ下すべく準備していたが、「直被下関白詔之上、専不可有内覽宣旨」との理由で内覽宣旨は下されなかつた(『葉黃記』)。このとき関白のほかに内覽が置かれていなかつたことが関係するのであろう。しかしそれから二十年ばかり後の文永四年十二月九日に関白になつた近衛基平⁽²⁰⁾に内覽宣旨が下つてゐる(『新抄』)。このとき前関白二条良実⁽²⁰⁾も内覽になつてゐるのであるが、こののち前撰関が内覽になつていなくても、撰関になると内覽宣旨が下されるようになつてくる。もとより撰関のすべてが内覽宣旨を蒙るわけではなく、一条兼良が関白になつたとき「関白則内覽故云々」との理由で内覽にはならなかつたし(『公卿補任』文安四年条)、その後も一条家では関白になると内覽宣旨を下されないのを例にしたといふ(『惟房公記』所収「関白宣下別記」永正十年十月七日条)。但し室町・戦国時代の例では一条家出身の撰関で内覽宣旨を蒙つたものもいる。

かくの如く関白に内覽宣旨を下す例が鎌倉時代中期以降に始まるが、一方、すべての関白に内覽宣旨が下されないのは関白の力倅とは関係なく、したがつて内覽の宣旨を蒙ると否とにかかわらず、関白の権限にはとくに影響はなかつたのである。もともと関白はその権限の一部に内覽のことを有しているのであるから、関白で内覽宣旨を蒙るのは単なる形式を整えるだけのものであつた。それだけに関白に内覽宣旨を下す例は次第に増加し、天正十三年、一条昭実⁽²¹⁾が関白補任の日に内覽宣旨を蒙つて以降、歴代の撰関が内覽宣旨を蒙つてゐる。

以上、摂関と内覽の関係について、摂関の在任中と不在中に分け、内覽の身分をもとに大臣の場合、前摂関の場合、そして摂関自身の場合についてそれぞれ検討してきた。ただ江戸時代の内覽については、それぞれのところで触れてはおいたが、保留した点もあるので節を改めて論ずることにしたい。

四 最後の内覽

豊臣秀次の閑白解任後、慶長五年に九条兼孝が閑白に補任されるまでの五年間は閑白不在であったが、内覽もまた置かれていなかつた。しかし兼孝が閑白に補任されて以降、江戸時代末に摂関制が廃止されるまで殆ど断絶なく摂関が補任されている。内覽も兼孝が命ぜられて以來、連続して置かれているが、これも摂関制とともに廃止された。それについてはもとより、江戸時代の内覽については前節までにその都度触れておいたが、一二保留した点もあるので、本節ではその点を中心にしておきしあそまえに一応江戸時代の内覽を概観しておこう。

江戸時代の内覽では、まず摂関不在のときに内覽を命じた例（106・122・128）がある。また摂関在任中に大臣を内覽にした例（123・133・138）、同じく摂関在任中に前閑白を内覽にした例（120・131・136）もある。このうち前閑白を内覽にした例は、閑白としての経験をその後の政局運営に生かしていくもので、単に前閑白の待遇という性格以上のものである。ま

た摂関在任中に大臣を内覽にしたもの、および摂関不在のとき内覽を命じたものの六例は、内覽から摂関になるのを前提にするものであった。しかしこれらは江戸時代の内覽総数の五分の一で、残る五分の四は摂関補任時に内覽を命ぜられたものである。かかる内覽については前節でものべたが、内覽宣旨を蒙つたからといって、とくに摂関の権限が拡大されたわけではない。ただこの種の内覽は鎌倉時代中期に始まり、次第に多くなつて天正十三年以降すべての摂関が内覽を命ぜられることになる。いまなぜそれが天正十三年なのか、或いはもう少し時代を遡上れるいかについては確定的ではないが、摂関解任後にその優遇措置として内覽宣旨を下されていたのが、前述の如く天正十三年以降行わなくなつていることと関連するのかもわからない。

ところで江戸時代に摂関を解任されたもので内覽を命ぜられた例は、前述の如くわずかに三例であった。また代替りなどで引続き摂関に補任された場合は、更めて内覽宣旨を下されていたが、元禄年間の一条冬経（112・113）を最後に、以後は、一度内覽宣旨を下されると、その任を解かれるまで、更めて内覽宣旨が下されなくなるようである。

右の如く整理すると、江戸時代の前後に、内覽の補任のあり方に若干の変化があるようであるが、内覽自体の性格は基本的には変化しているとはいはず、鎌倉時代中期以降の内覽とくらべて、とくに大差ないようであるが、具体的に内覽の任命の跡をみると、江戸時代末期の政治過程の中で、特殊な内覽の補任形態が窺える。したがって若干政治史との絡

みで内覽について考えてみよう。

安政三年八月八日、九条尚忠が関白に補任されたのは、四分の一世纪以上関白の任にあつた鷹司政通の後任としてである。このとき尚忠⁽¹³²⁾も政通⁽¹³¹⁾とともに内覽宣旨を蒙つてゐるが、尚忠は江戸時代の摂関のすべてがそうである如く、関白になつたための内覽宣下で、政通はこの日准三宮宣下を蒙つてゐる如く、政通に下された内覽は儀礼的性格が強い。しかし政通はその後も尚忠とともに朝議に預かることになるが、幕府が勅許もなく日米修好通商条約を締結し、その処置をめぐる朝幕間の緊張の中で、政通は安政五年七月二十七日内覽を辞任した。尊皇派・佐幕派といふ分類で政通の立場を律しきれず、一説に幕府の条約調印に同調する関白九条尚忠を牽制するため、政通が内覽を辞任したともいわれている。しかし尚忠は、政通の辞任後も朝幕間の摩擦を最少限に抑えようとの努力を続けていたが、反幕勢力にとって尚忠の行動は余りにも佐幕的に過ぎるとみえ、朝廷内においても尚忠に反撥するものも少なくなく、ついに孝明天皇みずから一條斉敬に内勅を下し、尚忠の関白辞任勅告を行つた（『尚忠公記』安政五年九月二日条）。安政五年九月四日、尚忠は関白および内覽の辞表を捧呈したのである。天皇は、直ちに尚忠の内覽を停める一方で、左大臣近衛忠熙⁽¹³⁸⁾に内覽を命じたが、尚忠の関白解任を行つていなかつたため、朝廷の一存で、尚忠の関白解任を行うことができなかつたためである。そこで朝廷は、直ちに京都所司代に尚忠の関白解任を伝え、

幕府の承認を求めた。だが幕府は尚忠の関白解任に同意すると、朝廷内における佐幕派の代表者を失うとともに、幕府の失政を内外に認めさせることになるのを懸念し、尚忠の関白解任に強く反撥し、朝廷の態度変更を求めたのである（『忠能卿記』安政五年十月六日・七日条など）。そしてついに朝廷は、幕府の威嚇にも似た反撃に屈し、忠熙の内覽を停めるとともに、関白尚忠の解任を撤回し、尚忠⁽¹³⁴⁾に内覽の権を復したのである。おそらく尚忠は、その辞表を捧呈後、内覽の任を止められていたこともあって、関白の職務を行つていなかつたと考えられるが、朝廷が尚忠の関白解任を撤回して内覽に復してのち、ふたたび尚忠は関白として政務を執ることになったのである。

その後も京都の政局は二転・三転するが、文久二年に入ると、しだいに公武合体派が朝廷内において勢力をもたげ、佐幕派の首領であった関白尚忠に辞職を迫り、ついに同年六月二十三日、尚忠は関白および内覽を辞任することになった。急速に展開する政局の中で、もはや幕府は尚忠の関白解任を止めようとはしなかつた。代わつて関白および内覽になつたのは近衛忠熙⁽¹³⁸⁾である。彼は薩摩の島津久光の勢力を背景にして、公武合体政策を推進したが、やがて朝廷の大勢を占めていた公武合体派勢力が、長州や土州の支援をうける尊攘派勢力におされるとともに、翌文久三年正月二十三日、忠熙は関白を辞任し、鷹司輔熙がその後任に任命された。このとき輔熙⁽¹³⁷⁾は内覽宣旨を蒙つてゐるが、関白を辞任した忠熙⁽¹³⁶⁾も孝明天皇の信任厚く、引続き内覽宣旨を下されている。忠熙が

関白こそ辞任したが、なお引き継ぎ内覽として政局担当を行っていたのは、関白に対する尊攘派の攻撃をかわす意味があつたようであるが、尊攘派の勢いはますます強く、攘夷断行が具体的日程に上りはじめる中で、ついに忠熙は内覽も辞任したのである。

しかし文久三年八月十八日、いわゆる尊攘派の企てた天皇東征計画が露見し、公武合体派の主導による尊攘派打倒のクーデターが成功すると、公武合体派が急速に勢いを取戻し、右大臣二条齊敬⁽¹³⁸⁾に内覽を命じ、クーデター後の政局收拾がはかられたのである。そして齊敬は、同年十二月関白となり、ついで孝明天皇崩御の後は、新帝明治天皇の攝政になり、国事多難の中を政務に精励したが、慶応三年十二月九日の王政復古で攝関制および内覽制が停廃せられたとき、齊敬は攝政とともに内覽も辞し、ここに一千年に及ぶ内覽は歴史を閉じたのである。

内覽は、元は内閣の代行者であるが、内閣が成立するまでは内閣ともいふむすびにかえて關白不許の内閣を内閣と呼んでいた。この内閣は、平安時代に成立したが、平安時代中期の内覽は、摂関不在のとき、または摂関在任中でも病氣などのため執政不能のとき、摂関に代わって政務を観るために置かれたもので、その殆どが摂関になつた如く、内覽は摂関になるのを前提とするものであった。つまりこのころの内覽は、摂関の代行者で、摂関に准ずるものという性格をもつていた。

しかし平安時代末期に摂関と内覽が併置され、内覽が執政と同等の地

位に引上げられるようになると、摂関の代行者で准摂関的なものから、摂関と対等の政治的権能をもつものへと展開していく。とくに鎌倉時代前期に、摂関の父または舅に当る前摂関が大殿になり、氏長者を越える権限をもつて氏内の処理をはかつていて、その大殿が内覽宣旨を蒙つて朝政に参加し、見任の摂関を凌駕する権力をもつて国政を左右するようになってきた。しかし、大殿と内覽の関係は大殿があつての内覽であつて、内覽宣旨を蒙つたから大殿権力が拡大されたとみるのは早計である。鎌倉時代の中期以後、摂関の父や舅でない大殿が出現しはじめると、大殿とともに摂関にも内覽宣旨が下されるようになり、大殿と摂関は内覽の点で同等のものになったのである。だがかかる内覽宣旨を摂関が蒙るのは本来不要であつた筈である。いうまでもなく内覽すなわち「奏宣文書内覽」は関白の一職掌であり、摂政にとつていえば、万機摂行という摂政の職掌の中に包含されるべきものだからである。摂関の父や舅などが大殿の場合、大殿に内覽宣旨を下すことによつて大殿の国政参加が行われても、摂関とはミウチ的関係で結ばれ、さしたる政治的混乱は生じなかつた。だが摂関とミウチ的関係のない大殿が出現すると、大殿と摂関とは対等に近い関係となり、大殿に内覽宣旨を下すと、その均衡上、摂関にも内覽宣旨を下す必要が生じたのであろう。したがつて摂関は、本来の職掌に加えて内覽の任も命ぜられたことになるが、実際上は不要である内覽宣旨を下されたのであるから、この内覽宣旨は単に大殿とのバランスをとるだけのもので、内覽宣旨は形式にすぎなくなる。それ故、

摂関に補任されても内覽宣旨を下さない場合があるのは、内覽宣旨 자체が摂関にとって本来不要のものだったからであった。

一方、後醍醐天皇が新政を開始すると、延喜の佳例を追つて摂関を置かず、内覽のみを任ずる例が出現する。ここにまた新たな内覽の歴史が展開したかの如くである。しかしこのときは関白を置かないことに意義があるので、内覽に具体的にどれだけの権限が付与され、後醍醐新政に機能したか明らかでない。まもなく天皇が吉野に遷幸するや、ふたたび摂関制が復活し、摂関制下における内覽という形態になつていくが、内覽に政治的性格を窺わせるものは少なくなり、内覽になることは処遇といいう性格がより表面化し、やがて戦国時代末ごろになると、内覽宣旨はそれ自体としてとくに意味はなくなり、関白補任のさい内覽宣旨を下されるのが慣例になつていく。江戸時代の摂関がすべて内覽宣旨を下されているのはその慣例にしたがつてているだけで、その内覽宣旨にそれほど意義はなかつたようである。

ところが江戸時代の末に至り、内覽がふたたび政治的性格をおび、江戸時代末の政治史に重要な意義をもつてくる。内覽制が新たな展開をしたということではなく、本来もつていた内覽の一性格が、幕末期の特異な政治状況の中で復活したにすぎないのであるが、摂関制と対比するとき、内覽が復活する意味はある程度明らかになるであろう。

もともと摂関制は天皇の政務を輔弼するのを任として成立したが、次第にそれが官職化し、また鎌倉時代以降、五摂家が互いに交代しながら

補任されるのが慣例となり、さらに加えてその補任が鎌倉・室町・江戸の各幕府の承認を要することもあって、本来の趣旨とは異なる補任を行わってきた。それだけに江戸時代末の如く、政治が朝幕二極を軸に展開されはじめると、朝廷側の政局担当者の任免が朝廷独自の判断で行われるようになる。九条尚忠の関白解任はまさにその例の一つであった。

しかしそまだ幕府が朝廷を威嚇するだけの力をもつていたため、朝廷側の独自の人事は否定されるが、やがて幕府は朝廷に於ける関白等の人事を追認するようになつて行く。そしてついに幕府は崩壊するのである。

この間、儀礼化し、待遇となつて実質的機能を果していないうであつた内覽が朝廷側の主要な役割を果すようになつてくる。内覽は摂関制と異なり、摂関の不在または統治不能などのとき天皇の政務を補佐し、摂関の政務を代行するものとして置かれ、そのちに内覽が儀礼化し、処遇として位置づけられても、内覽本来の性格は僅かに残し、その必要に応じて目的を果たしてきた。しかも内覽は天皇の私的諮詢に応えるものであつて、官職化しなかつたのである。それだけに江戸時代末に内覽の任免は朝廷の意志によって行うことができたとともに、摂関制が硬直化している中で、内覽が政局の收拾に当ることも可能であったのである。

以上の如くのべてくると、更めて内覽の機能や権限をそのときどきの政治過程の中で確定していく作業の必要性を痛感する。しかしそれについては機会を得て別に論ずることにしよう。

内覽補任表（稿） 1
平安時代

21	20	19	18	17	16	15	14					
近	二	二	二	近	九	九	藤	人	名			
衛	条	条	条	衛	条	条	原					
基	良	良	良	兼	道	良	兼					
平	実	実	実	經	家	經	實					
閥	前	前	閥	前	前	右	左	任命時の官職				
閥	閥	閥	閥	閥	大	大						
白	白	白	白	白	白	臣	臣					
文	文	文	文	建	仁	文	治	年				
永	永	永	永	寛	喜	元	(一 八 五)	月				
四	四	二	二	仁	治	二	(一 一 〇 三)	日				
(一 二 六 七)	(一 二 六 五)	(一 二 四 二)	(一 二 四 三)	三	(一 一 三 二)	一	二		任命時の摂閥			
一	二	七	三	七	一	二	八					
二	二	•	二	五	五	二						
九	九		一	六	同	三		の宣型				
同	閥	白	近	一	人	二	内	備				
人	基	基	衛	條	實	三	覽	考				
	平				經	二	宣					
						ニ	下					
						内						
						覽						
						宣						
						下						
						ノ						
						初						
						例						
						力						
							是					
							ノ					
							日					
							基					
							通					
							ノ					
							氏					
							長					
							者					
							ヲ					
							停					
							メ					

81 80 79 78 77 76 75 74 73 72 71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51

一近二近近九二近近一九近近九鷹二二二二一二九近二二九近二二二
条衛条衛衛條衛衛條衛衛條衛衛條司條條條條條衛條條衛條條條
房稙尹稙尚尚尚尚尚尚冬政政政政政持持持兼持滿忠師良忠道師良良
通家房家通通經基通通良忠家家基平嗣通通通良基教嗣嗣基基嗣良基基

B A A A A B B B B B

是ノ日尚通関白ヲ辭任

天文一一・二・二五近衛植家閔白ヲ辞任

